

議第30号

京都市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

京都市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年 2月29日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市特別会計条例の一部を改正する条例

京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則第3号中「京都市京北特定環境保全公共下水道条例第1条第1項に規定する特定環境保全公共下水道」を「特定環境保全公共下水道（本市の山間地域における下水を排除し，又は処理し，もって当該地域の生活環境の改善を図るための下水道法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。）」に改める。

附 則

この条例は，平成20年4月1日から施行する。

提案理由

北部地域特定環境保全公共下水道の経理を特定環境保全公共下水道特別会計において行う必要があるので提案する。